

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域を指定した案件

	地 域	土地の所有関係	対策の 実施者	対策費用の負担割合	備 考
1	東京都大田区大森南	殆どが小規模事業者の民有地	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染原因者 75% ・ 国（補助金） 25%の 55/100 ・ 東京都 25%の 45/100×1/2 ・ 大田区 25%の 45/100×1/2 	<p>13.6.14 地域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者が、対策実施能力、負担能力がないため、都が実施者となり、原因者負担以外の公共負担分を都と大田区が折半 ・ 負担法を適用
2	和歌山県橋本市	倒産した産廃業者に貸していた農家等の敷地（のち裁判所の和解により県が土地を取得）	和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国（補助金） 55% ・ 和歌山県 45% ・ 橋本市 — ・ 汚染原因者 負担能力なし 	<p>14.4.5 地域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長年問題となっていた産業廃棄物の不適正処理による汚染のため、県産廃課が実施者となった。
3	香川県高松市	高松市立公園	高松市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国（補助金） 55% ・ 香川県 — ・ 高松市 45% ・ 汚染原因者 特定できず 	<p>17.3.4 地域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立公園における汚染のため、管理者である高松市が実施者となった。